STOP!! 児童虐待

―児童虐待は子どもの命を脅かす重大な社会問題です―

市には、１年間に約40件の児童虐待に関する相談が寄せられています。
児童虐待を防ぐためには、わたしたち一人ひとりが、親子からの救いを求める声に気付き、
地域全体で子どもたちを守っていくことが大切です。

■ 増え続けている児童虐待相談件数

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行されましたが、統計を取り始めた平成２年から、児童虐待の件数は増加し続けています。また、平成27年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、103,260件（速報値）と、これまでで最多の件数を示しています。福岡県内の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は1,229件（速報値）。福岡県だけを見ても、その数は増加しています。

児童相談所での児童虐待相談対応件数

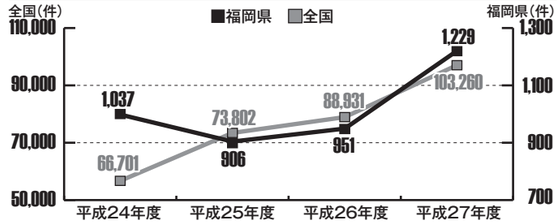

※件数は児童相談所が相談を受け、指導や措置などを行った件数（平成27年度は速報値）
［厚生労働省および福岡県が発表した資料から作成］

事例から知る児童虐待

児童虐待は、大きく「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「ネグレクト」の４つに分けられます。
これらは、単独で発生することもありますが、それぞれが複雑に絡まりあって起こる場合もあります。

身体的虐待

身体的虐待は、子どもを殴る、蹴る、やけどをさせる、冬の寒い時期などに戸外に閉め出すなどの暴行を指します。けがやあざなど見た目から発覚することが多くありますが、中には、服の下などの見えない部分にだけ暴行を加えるケースもあり、最悪の場合、子どもが死に至ることもあります。

事例―３歳の男児が、保育所に行くのを嫌がって泣いたため、母親が殴る、蹴るなどの暴行を加え、庭の木に縛りつけた。その30分後、８歳の姉がぐったりしている男児を見つけ、病院に運ばれたがすでに死亡していた。

心理的虐待

心理的虐待は、子どもを大声で脅す、無視する、きょうだい間で著しく差別する、言葉の暴力で傷つけるなど、子どもの「心」を死なせてしまうような虐待です。最近では、親が子どもの目の前で配偶者などに暴力を振るう面前ＤＶも問題になっています。目に見える虐待ではないため、認知されにくい場合が多くあります。

事例―母親は、３歳になる娘に「お前なんか生まれてこなければよかった」などの暴言を大きな声で浴びせてしまい、そのたびに後悔していた。この母親は幼い頃、同じように自分の母親から言葉の暴力を受けており、娘にも同じことをしていた。

性的虐待

性的虐待には、子どもに対する性交や性的暴行、性的行為の強要などが挙げられます。この虐待は、本人が告白するか、家族が気付かないとなかなか表に現れてきません。開始年齢が早いと子どもは性的虐待だと理解できないこともあり、実際に乳幼児時期から発生している例もあります。また、性的虐待は、実母や義母などの女性から男性の子どもに対しても起こります。

事例―両親の不仲により、家事のすべてを担い、父親を世話していた10歳の女児。父親の要求は次第にエスカレートしていき、酒を飲まされたり体を触られたりするようになってきた。母親が不在の日、寝ている布団に父親が入ってきて性交を強要され「母親には言うな」と口止めされた。

ネグレクト

ネグレクトは、保護の怠慢、養育の放棄・拒否などと訳されています。乳幼児や年齢の低い子どもに対して起こりやすく、安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死に至ることもあります。食事を与えない例や、病気なのに病院に連れて行かない、義務教育を受けさせないなどの場合もあります。

事例―シングルマザーとして６歳と２歳の兄弟を育てていた母親。新しい交際相手と暮らすため「ママは戻らない。弟の面倒をちゃんと見て、お腹がすいたら電話して」と言い残し、兄弟を置き去りにした。兄が「弟が泣いている」と電話で助けを求めても、１日１回程度買ってきたパンを渡すのみで、１か月後に２歳の男児が死亡した。

■ 地域みんなで見守ろう。地域で解決の糸口を！

近年、家族形態の変化などの影響で、地域のつながりが薄くなっており、問題を抱えている家庭は地域でも孤立する傾向があります。

これらを解決する糸口としては、このような家庭を地域で突き放すのではなく、寄り添い、声をかけることなどが挙げられます。

保護者以外の周囲のみなさんが、子どもたちに寄り添い、信頼し、愛情をもって接することで、子どもたちも人を愛し、信頼することができるようになります。また、子育て中の親にとって、「地域の行事に誘ってくれた」、「バスの中で子どもが泣き出したときに、乗り合わせていた人があやしてくれた」など、周囲の人からのちょっとした声かけや手助けが何よりありがたく、そして支えになります。

市では、福祉、教育、医療、保健などの子どもと家庭に関係する機関がネットワークをつくり、一体となって子どもと保護者を支える地域づくりなどに取り組み、問題の解決を目指しています。しかし、この問題の解決には、地域のみなさんの協力が必要不可欠です。みなさんが行う、子どもと保護者を支える活動や子どもを見守る目が、児童虐待の防止へとつながっていきます。子育てしやすいまち田川市の実現に向けて、ご協力をお願いします。

虐待と思われる事実を知ったときはためらわずに連絡してください

虐待を発見したり、著しく子どもの様子が変だと感じたりしたら、すぐにお知らせください。電話でも手紙でもかまいません。連絡した人の秘密は守られ、結果的に虐待でなかったとしても、罰則はありません。

［連絡するときのポイント］

■虐待またはその可能性があった日時
■子どもや保護者の名前、年齢、性別、住所など
■虐待の恐れがあると思った状況（だれが、どこで、どのように）

［相談や連絡はこちらまで］

子育て支援課子育て支援係
☎44－2000（内線165、166）
８時30分～17時※土日祝日年末年始を除く。

子ども相談ホットライン
☎44－0678（直通）
８時30分～17時※土日祝日年末年始を除く。

田川児童相談所
☎42－0499
※電話での相談や通告は24時間対応

田川保健福祉事務所
☎42－9315
８時30分～17時15分※土日祝日年末年始を除く。

※緊急時は110番に通報してください。

■ 虐待としつけの違い

虐待としつけには、しっかりと線引きできないあいまいな部分が存在します。しかし「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」といえるのではないでしょうか。

保護者が子どものためだと考えていても、子どもの心や体の発達が阻害されるほどの過剰な教育や厳しいしつけは、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えるべきです。その一方で、多くのケースでは、その背景に保護者が子育てに苦労しているという現実もあります。子どもの立場、保護者の気持ちの両方を考えながら対応することが大切です。

■ SOSのサインに気付いて

相談すらできない親や子どもを見つけ出し、声をかけ、そして手を差し伸べてください

現実に起こっている児童虐待のうち、児童相談所などの関係機関が関わることができているのは、約２割。つまり８割は相談すら受けられていません。学校、地域などで子どもや保護者が発信しているSOSのサインをできるだけ早く読み取って、早い段階で対応していくことが、さまざまな問題を予防する大きな手がかりになっていきます。

重要なのは、SOSのサインを出している子どもや保護者はもちろんのこと、その方法すら分かっていない親子をいかに認識していくかということです。相談窓口などを設置したとしても、相談を受ける段階に達するまでは、当事者の行動力に委ねられています。特に問題となっている、相談することすらできない子どもや保護者を見つけ出し、優しく声をかけ、そして手を差し伸べていくことが重要なのです。

見逃さないで。SOSのサイン

［子ども］
□不自然な傷やあざがある。
□いつも服装や身体が不潔である。
□夜遅くまで外で遊んでいて家に帰りたがらない。
□喜怒哀楽の表情が乏しい。
□性に対する極端な関心や拒否感が見られる。など

［保護者］
□近所や地域で孤立している。
□子どもを家に残して外出していることがよくある。
□子どもが病気やけがをしていても医療機関を受診しない。など

［家庭］
□毎晩のように、長時間子どもの泣き声が聞こえる。など

◆問い合わせ　子育て支援課子育て支援係（☎44－2000 内線165、166）